資料４－２

諮問第467号
船員法等の一部改正について

私たちは「C to Seaプロジェクト」
を推進しています

1. 背景

国内環境の変化①　～深刻な船員不足～

国土交通省

○ 船員の有効求人倍率4倍以上が常態化しており、船員不足は深刻な状況。
○ さらに、外航事業者を中心に船員に求められる能力は変化し、船舶管理等のマネジメント能力が求められている。
○ 一方、量・質ともに船員を確保するための採用及び育成ルートは不十分。
○ あわせて、船員を目指す者を獲得するためには海上労働環境を改善することが必要。

有効求人倍率の高まり

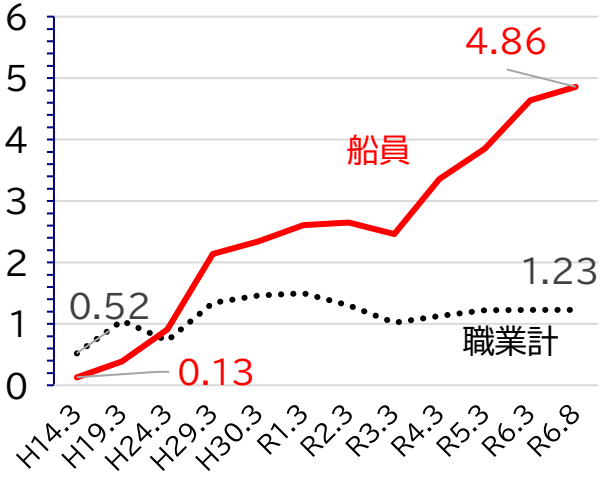

船舶管理に関するマネジメント

毎日、航路の天候や海の状況を確認

船舶管理事務員

運航や作業の状況をレポート

船が立ち寄る港や航路を示す運航スケジュールを提示

自社船舶　A社(他社)船舶　B社(他社)船舶

採用・育成ルートの見直し

※内航の場合

（従来）公的船員養成機関を通じたルート
（例）水産系高校卒業後、水産大学校で実船実習を積み、船舶会社へ就職後、海技士の資格を取得。

（今後）中途採用の拡大や、一般大学等の卒業者向けのルートの整備
（例）一般大学卒業後、陸上企業から転職し、船舶会社へ就職後、実務経験を積み、海技士の資格を取得。

安全衛生に係る基本訓練

海上労働は陸上と異なり、常に危険が伴う

船員が自分自身や仲間の命を守ることができるよう、船舶所有者との雇入契約(※1)締結時に、船員に対し基本訓練(※2)を実施させることで、海上労働という職場の安心感・魅力を向上。
(※1)船員・船舶所有者が乗船の度に乗船中の労務提供について締結する契約。
(※2)STCW-F条約(R7批准予定)でも規定有り。

職場環境の状況(イメージ)

通信環境の状況(イメージ)

洋上通信の利用に関するアンケート調査
（令和4年度）

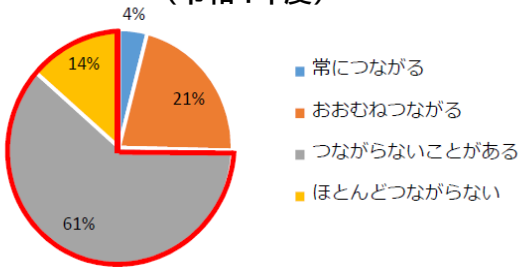

➡ 約７割以上が「つながらないことがある」、または「ほとんどつながらない」と回答

国内環境の変化②　～行政手続のデジタル化の進展～

国土交通省

○ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（R6閣議決定）において、国の行政手続きオンライン化の3原則（※）が示された。
○ 一方、現行制度上、海事行政手続においては、船員手帳に必要事項を記載し、地方運輸局等に出頭することが必要とされており、手続のデジタル化対応が進んでいない。
（※） デジタル第一原則（デジタル・ファースト）、届出一度きり原則（ワンスオンリー）、手続一箇所原則（コネクテッド・ワンストップ）

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）本文

第1　目指す姿、理念・原則、重点的な取組
2. デジタル社会の実現に向けての理念・原則
〇各種免許・国家資格等のデジタル化の推進
（2）業務改革（BPR）の必要性（P.4）
デジタル化を進めるに際しては、**オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革（BPR）に取り組む必要**がある。
（3）構造改革のためのデジタル原則（P.5）
デジタル臨時行政調査会は、デジタル改革、規制改革、行政改革に通底する5つの原則からなる「構造改革のためのデジタル原則」（①**デジタル完結・自動化原則**、②アジャイルガバナンス原則、③官民連携原則、④相互運用性確保原則、⑤共通基盤利用原則）を2021年12月に策定した。これらの原則を踏まえ、デジタル時代にふさわしい政府への転換を進めていく。

海事行政手続のデジタル化に向けた取組の基本的考え方

1 窓口出頭の不要化

船員行政に係る手続きに際して、**地方運輸局等への出頭を要しない仕組みに転換**。

2 船員以外の者による手続の拡大

必ずしも船長・船員が手続の主体である必要のない手続きについては、**船舶所有者を実施主体とする方向で全体として見直し**を実施。

3 行政手続全体のBPR（※）の実施

窓口での申請を前提にした仕組みとなっているところ、**オンライン申請を前提とした仕組みに転換**。

船員行政手続のデジタル化を実現

※ BPR：行政手続の整理・統廃合を含む業務フローの抜本的な再構築

国際環境の変化①　～ SOLAS条約の改正～

国土交通省

背　景

コンテナの海上損失　WSC（世界海運評議会）による調査

2008（H20）年から2021（R3）年の14年間で、毎年平均1,629個のコンテナが海上で失われていると推定

コンテナ流出事故の頻発

特に2020（R2）から2021（R3）冬にかけて、新型コロナウィルス感染症のパンデミックによる米国向けコンテナ貨物の急増や悪天候の影響で、多くのコンテナ流出事故が発生

SOLAS条約の課題

航行の安全を確保する観点から、危険通報の義務を課す旨を規定しているところ、コンテナの落下に関する具体的な報告義務は課されていない。

条約改正案の採択

国際海事機関（IMO）の第108回海上安全委員会（MSC108）　2024（令和6）年5月　開催

コンテナの落下に関する具体的な報告義務を課す内容を含むSOLAS条約附属書の改正案等が採択

条約の発効日（2026年1月1日（予定※））から適用

（※）2025年7月1日までに締約国の1/3超が反対の意志を表明しない場合

国際環境の変化② ～ STCW-F条約の改正～

国土交通省

STCW-F条約（The International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Fishing Vessel Personnel）

【採択】1995年7月 【発効】2012年9月
【締約国】36カ国（日本：未批准）

- ✓ 漁船（内陸水域等を航行するものを除く。）において業務を行う者に適用
- ✓ 漁船員は附属書の規定に従って資格証明が与えられる。
- ✓ 船舶は、他の締約国の港にある間、当該国の監督に服する（監督官が証明書の受有の有無等を確認。）

STCW－F条約の改正

【採択】2024年5月 【発効予定】2026年1月

条約改正の経緯
1995年の採択以来、一度も改正されておらず、古い規定や不足内容が多かったことから、我が国含む共同提案により包括的見直しが行われることとなった

主な改正内容
STCW条約にある「身体基準」「機関士の資格証明書」「船上の安全に関する基本的な訓練」を追加

改正条約の構成

条文本文（Article） ― 附属書（Annex） ― 規則（Regulations）

STCW-Fコード（Code）
- A部 基準（Standards） → 義務的な要件
- B部 指針（Guidance） → 推奨される要件（非強制）

今回追加

条約の構成

条文	附属書	今回追加 STCW-Fコード
15条で構成 条約の基本ルールを規定	全4章で構成 漁船員の資格要件等を規定	詳細要件を規定 A部（強制）とB部（非強制）に分かれる

附属書の構成と内容

第1章 一般規定
第2章 船長、職員、機関部職員及び無線通信士の資格証明のための要件 → 各部職員の資格要件
第3章 基本的な安全訓練 → 漁船員に対する基本訓練
第4章 当直 → 当直者等の最低休息時間、当直の基本原則等

2. 改正内容

（１）船員法関係

諮問事項

第一　船員法の一部改正

一　船舶所有者は、雇入契約を締結した船員について、非常の場合における海上労働の安全及び衛生を確保するための教育訓練を実施しなければならないこととする。

二　船舶所有者は、遠洋区域等を航行区域とする船舶において船長等の職務を行う旨を定めた雇入契約を締結した船員について、国土交通大臣の登録を受けた講習機関が行う生存技術（仮称）等に関する講習を受けさせなければならないこととする。

三　船舶所有者は、船内作業の方法を改善するための措置等を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な海上労働環境を形成するように努めなければならないこととし、国土交通大臣は、当該措置等の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

四　船長は、その輸送中のコンテナが海中に転落したときは、直ちに、その詳細を付近にある船舶及び海上保安機関等へ通報しなければならないこととする。

五　国土交通大臣は、漁ろうに従事する外国船舶に立ち入り、当該外国船舶の乗組員が千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（仮称）（以下「漁船員条約」という。）に適合する航海当直を実施しているかどうか等の検査を行うことができることとする。

六　船員手帳への船長による船員の勤務に関する事項の記載及び国土交通大臣による航海当直等に必要な知識及び能力の認定に係る証印について、それぞれ書面又は証書の交付で代替することができることとする。

※五に関する改正内容の説明については、
2(3)船舶職員及び小型船舶操縦者法関係(P28)を参照

海上労働の安全衛生に関する基本訓練の位置づけの見直し

国土交通省

改正内容

海技免許を受けていない者であっても、安心して、海上労働という職場を就職・転職の選択肢にできるよう、雇入契約締結時における基本訓練（仮称）を法律上、位置づけるもの。

※これまで労働安全衛生規則第11条＋通達により担保してきた「STCW基本訓練」のことであり、基本的に、今般のSTCW-F条約の国内担保に合わせて、法律上の位置づけの明確化を図るもの。

訓練の内容

「実地訓練」と「5年ごとの能力維持証明」が必要

生存訓練（個々の生存技術）

救命胴衣の着用、高所からの飛び込み、救命いかだの復正と乗込 等

実地訓練のイメージ

救命胴衣の着用と訓練

安全な水中への飛び込み

消火訓練（防火及び消火）

呼吸具の着用、消火器による火災消火 等

実地訓練のイメージ

消火器の使用と消火

煙充満の閉鎖区域での救助等

応急訓練（初歩的な応急手当）

ケガ、疾病の応急処置

安全社会訓練（個々の安全及び社会的責任）

非常時の手段、海洋汚染防止、船内コミュニケーション

海上労働の安全衛生に関する基本訓練の位置づけの見直し ～制度設計(案)～

国土交通省

基本訓練の構造

実施主体

座学の実施主体：船舶所有者
実技の実施主体：登録訓練実施機関、登録制(船舶所有者自ら実施する場合も要登録)

① 全船員(②以外)

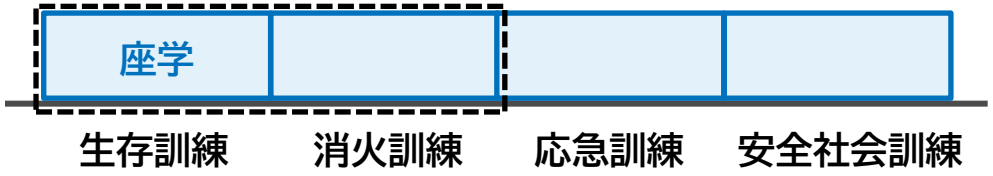

② 一定の船員

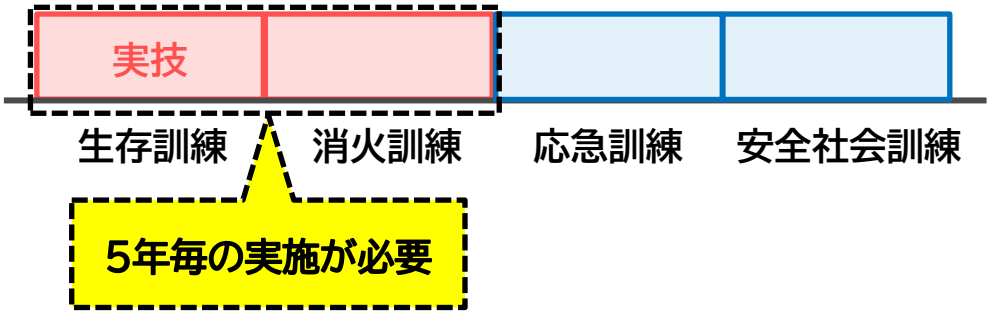

訓練対象となる船舶及び船員

	①	②
外航	船員法適用の全ての船舶及び船員(②以外)	沿海以遠(限定沿海を除く)を航行する20トン以上の船舶及び船員(※)
内航		
その他		国際総トン数300トン以上かつ、限定水域外を航行する漁船及び漁船員
漁船		

※ 外航船にあっては、安全任務又は汚染防止任務に指名される者
内航船及びその他の船舶にあっては、安全任務又は汚染防止任務に指名される者であって船長、航海当直部員又は危険物等取扱責任者等の職務に就く者

快適な海上労働環境の形成に向けた取組みの促進

改正内容

- 船員不足を解消するためには、海上労働という職場そのものの魅力を高めることが不可欠であるとともに、海技免許を受けていない者（新卒者、陸上労働者）に対して、海上労働という職場の魅力を如何に訴求できるかがポイント
- 船内作業方法の改善や船内通信環境の改善等、快適な海上労働環境を形成するための措置を講ずることを船舶所有者に促す仕組み（※）を導入するもの。

（※）国がガイドラインを策定。船舶所有者はガイドラインを踏まえた措置を講じ快適な海上労働環境の形成に努める。

促進する取組み例

船内作業方法の改善

係船の自動化等の船内作業の自動化をはじめとした船内作業方法の改善を促進

係船の自動化のイメージ

係船・投錨時のウィンチ作業をウィンチに近接した場所で実施
→ 遠隔操作の機能を実装することで作業の省力化を図るとともに、近接した場所での作業による危険を回避

船員室の充実化

船員の船内における生活空間となる船員室の充実化等、船員のプライベート空間の充実を促進

船員室の充実化のイメージ

船内通信環境の改善

船内での休憩時間における通信環境を改善するための取組みを促進

非静止衛星の活用による変化

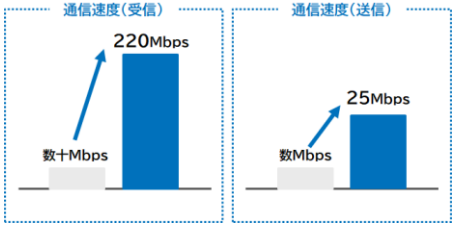

浴室等の船員の疲労回復施設整備の促進

浴室や運動施設の設置等、船員の疲労回復に資する施設整備を推進

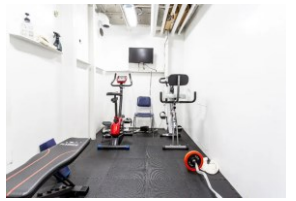

コンテナを落下させた際の船長等による即時通報

国土交通省

改正内容

- 令和6年5月にIMOにおいてSOLAS条約の改正が採択され、船長はコンテナの紛失・漂流に関与した場合には、その詳細を付近の船舶や最も近い沿岸国に通報しなければならないこととされた。
- このため、輸送中のコンテナが海中に転落した場合は、第19条の定めるところによる国土交通大臣への報告（事後的な報告）のほか、付近を航行する船舶等への即時通報を義務付けるもの。

義務付け内容（案）

コンテナの落下・漂流事案の発生

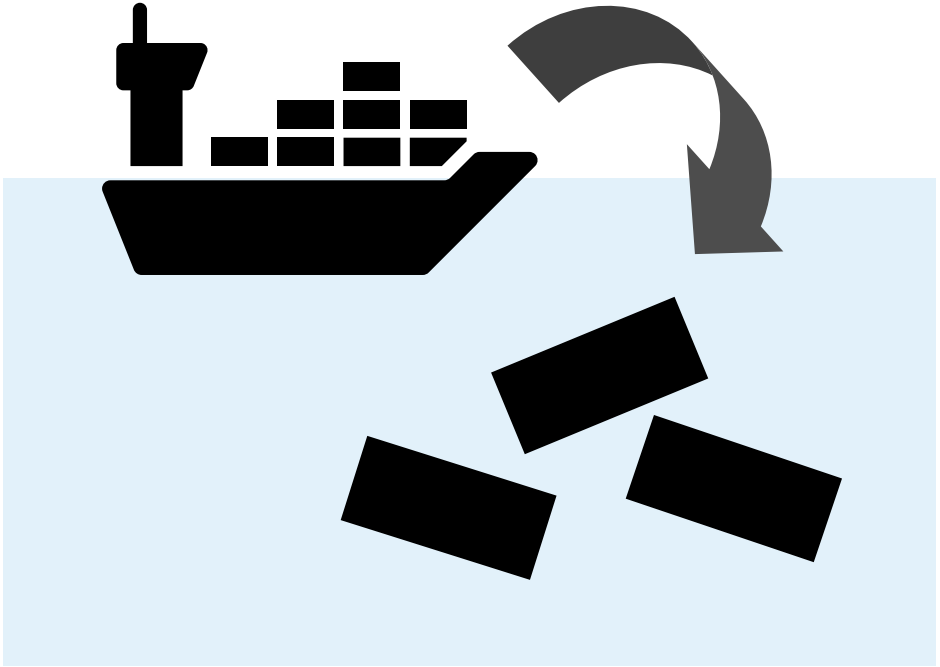

船長等による即時通報

即時通報先

- 付近を航行する船舶
- 海上保安機関
- 旗国（国土交通大臣）

異常気象その他の事由により船長が通報をすることが困難であると認めるときは、船舶所有者等が船長に代わって通報するよう努めることとする。

船員行政手続きのデジタル化の全体像

国土交通省

船員行政デジタル化の基本的な考え方

法的効果を失わないことを前提に、船員行政手続のデジタル化を実現

1. 窓口出頭の不要化
2. 船員以外の者による手続の拡大
3. 行政手続全体のBPR(※)の実施

※ BPR:行政手続の整理・統廃合を含む業務フローの抜本的な再構築

手続きの見直しとデジタル化

申請・届出

- ✓ 国民からの申請・届出は全てオンライン可
- ✓ データ活用により一度提出した情報の再提出を不要に（ワンスオンリー）

資格証明

- ✓ 船員手帳への記載等から電子証明書へ移行
- ✓ 電子証明書はオンライン受領可能

船員手帳

- ✓ 船員IDを付与し、情報を一元管理
- ✓ 手書き欄のデジタル化により、陸上（船員以外）でも処理が可能に
- ✓ 情報網羅型から身分証明に特化

システム整備

- ✓ 行政手続デジタル化3原則に従った船員システムを整備するとともに、他システムとの連携も視野に、更なる負担軽減・業務効率化を推進
- ✓ オンラインで申請・届出された情報を閲覧できるマイページ機能を構築

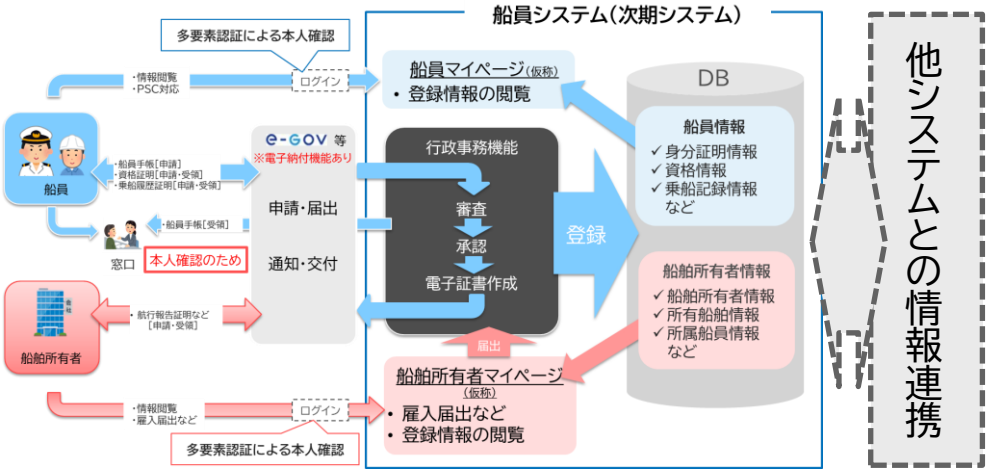

雇入契約に係る手続　～現行規定とオンライン化の関係～

雇入契約に係る手続のオンライン化を阻害している最たる要因は地方運輸局窓口における有体物である船員手帳を用いた確認事務。このため、雇入契約に係る手続の際に確認している事項の証明機能を船員手帳から分離し、別途交付した書面により確認することを可とすることにより、雇入契約に係る手続のオンライン化を実現。

地方運輸局窓口で船員手帳を用いて確認している現状が手続のオンライン化を阻害

証明機能を船員手帳から分離し、別の書面に代替することによりオンライン化を実現

手続オンライン化に向けた対応	現行：証明方法	現行：確認方法	見直し後：証明・確認方法
船内における職務雇入期間等	船員手帳に船長が記載（船員法§50③）	雇入届出の際に船員手帳を確認（船員法§38）	船員の勤務に関する事項を記載した書面を船舶所有者が発行し、国交大臣が当該書面をオンラインで確認
資格証明	船員手帳に国交大臣が証印（船員法§117の2等）	雇入届出の際に船員手帳を確認（船員法§38）	知識・能力を確認の上、適任証書を国交大臣が発行し、オンラインで確認
年少船員の認証	船員手帳に国交大臣が認証（船員法§85③）	雇入届出の際に船員手帳を確認（船員法§38）	就業年齢を確認の上、認証した旨を証する書面を国交大臣が発行し、オンラインで確認

船員行政手続のデジタル化への対応

国土交通省

改正内容

船員行政のデジタル化の実現にあたり、船員法の規定を以下のとおり見直すもの。

Step 1

船員行政手続
デジタル化スタート：
令和8（2026）年4月

- 航海当直部員の認証等に係る証印の電子証明書への移行
  【窓口申請】証印　**【オンライン申請】**電子証明書（PDF）

船員法§85、§117の2～§117の4を見直し、船員手帳への認証又は証印による方法に加えて、**証明書等の発行によることも可とする規定を追加**。

Step 2

本格スタート①
（新「船員手帳」の発行開始等）：
令和9（2027）年4月

- 新「船員手帳」の発行開始
  （現行「船員手帳」は新たには発行せず）
- 船員マイページ/船舶所有者マイページ機能の提供開始
- 新「船員手帳」・船員マイページに紐づくこととなるIDの付与・パスワード等の登録開始（各種申請等のため窓口来庁時に実施）

Step 3

本格スタート②
（雇入届出のデジタル化）：
船舶所有者の準備が整い次第

- 当該船舶所有者において勤務する船員すべてにIDが付与された後は、雇入契約成立等の届出もオンライン完結

Step2とStep3を実現するための規定の整備として、**船員法§50を見直し**、船員手帳への船員の勤務に関する事項の記載に代えて、**船舶所有者が当該事項を記載した書面の発行にすることも可とする規定を追加**。

Step 4

完全移行：
遅くともR19.4頃

- おおむね10年後には現行「船員手帳」は新「船員手帳」に置き換わり
- この時点で船員行政手続のオンラインへの完全移行を実現

法制面ではStep3までに措置した内容により、完全移行を実現可能。

（２）船員職業安定法関係

第二　船員職業安定法の一部改正

一　地方公共団体は、無料の船員職業紹介事業を行うことができることとする。

二　地方運輸局長、無料職業紹介事業者及び船員の募集を行う者等は、求人等に関する情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならないこととするとともに、正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならないこととする。

三　船員の募集に関する情報を収集し、船員になろうとする者等に提供する行為等を業として行う者について、二と同様の措置を講ずるとともに、報告徴収等の規定を整備する。

四　地方運輸局長及び無料職業紹介事業者等は、船員職業紹介に係るあっせんをするときは、求職者の海技免許の資格の別等を求人者に通知しなければならないこととする。

船員職業安定制度の充実(職業安定法との相違点)

国土交通省

- 船員とそれ以外(陸上)では、職業安定制度に相違あり。求職者である船員の利益保護を図りつつ、陸上企業・団体からの転職希望者等を念頭に人材確保の間口を拡充する観点から、船員の職業安定制度を見直すことが必要。

職業紹介事業

求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることを業として行うこと

募集

労働者を雇用しようとする者が自ら又は他人をして労働者となろうとする者に対し、その被用者となることを勧誘すること

労務(労働者)供給事業

供給契約に基づいて人を労働者として他人の指揮命令を受けて労務に従事させることを業として行うこと(派遣事業に該当するものを含まず)

派遣事業

自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることを業として行うこと(当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まず)

		船員(船員職安法)	陸上(職安法)
無料の職業紹介事業	民間団体等	許可制(船員職安法)	許可制(職安法)
	地方公共団体	×	通知制(職安法)
	学校等	届出制(船員職安法)	届出制(職安法)
有料の職業紹介事業		禁止(船員職安法)	許可制(職安法)
委託募集 (船舶所有者が、その被用者以外の者に報酬を与えて船員の募集を行わせること)		許可制(船員職安法)	許可制(職安法)
特定募集情報等提供事業		自由	届出(職安法)
募集情報等提供事業		自由	参入規制なしであるが、一定規制あり(職安法)
無料の船員労務供給事業		許可制(船員職安法)	許可制(職安法)
有料の船員労務供給事業		禁止(船員職安法)	禁止(職安法)
派遣事業		許可制(船員職安法)	許可制 (労働者派遣法、港湾派遣法、建設派遣法)

船員職業安定制度の充実（船員職業安定制度の見直しに係るアンケートの結果）

船員職業安定制度の見直しに向けアンケートを実施

対象者	事業者（外航事業者、内航事業者、漁業者）向け	船員向け
回答数	359者	361者
実施期間	令和6年9月中旬～下旬	令和6年10月上旬～10月中旬

アンケート結果　概要

船員の募集情報等提供関係

Q. 求人情報サイト等に船員の採用の募集を出したことがありますか？

回　　答

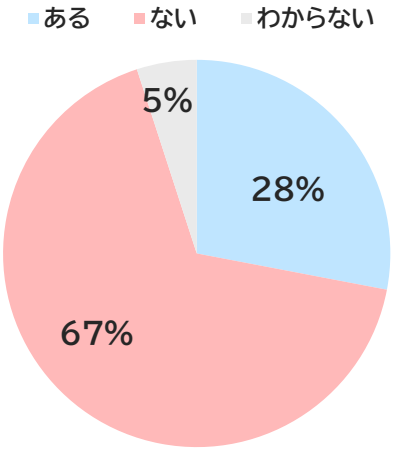

顕在化した課題

・船員の募集情報に関する労働条件などの虚偽記載（いわゆる釣り広告）
・乗船履歴等の船員特有の条件に関する情報の不足
・適格性や安全性を担保されていない事業者が運営する求人情報サイト等の利用に対する不安
・掲載する募集情報に対する責任感の欠如
・船員職業紹介に抵触する行為
・苦情に対する事業者の不適切な対応

募集情報等提供事業について、利用しやすいツールとして一定程度活用されていると考えられる一方で、トラブルの事例の報告もあった。

船員職業安定制度の充実(海技人材の確保ルートの拡充)

改正内容

・船員の転職市場における適正かつ円滑なマッチングを行える環境を整備するため、以下のとおり、船員職業安定制度の見直しをするもの。

地方公共団体による無料の船員職業紹介の導入

地方公共団体主催の転職セミナー等を海運事業者が活用できる環境を整備するため、地方公共団体による無料船員職業紹介事業を導入

求人等に関する情報の的確な表示

船員の求人等に関する情報の的確な表示を確保するため、地方運輸局や無料職業紹介事業者等の船員募集情報を取り扱う者に対して、「虚偽表示」や「誤解を生じさせる表示」を禁止するとともに、提供する情報を正確かつ最新の内容に保つための仕組みを導入

船員の募集情報提供に関する事業の制度化

船員の募集に関する情報を提供する事業を法制度に位置づけ、報告徴収等の仕組みを導入

求人者等への通知制度の新設

無料船員職業紹介事業者や派遣元事業者等による求職者や派遣船員の海技資格等の受有状況の確認とその結果を求人者や派遣先事業者に通知する仕組みを導入

（３） 船舶職員及び小型船舶操縦者法関係

第三　船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正

一　船舶所有者は、一定規模以上の漁船には、一定の乗船履歴を有し、かつ、漁ろう操船講習（仮称）を修了した者以外の者を、船長又は航海士として乗り組ませてはならないこととする。

二　漁船員条約の締約国が発給した資格証明書を受有する者であって国土交通大臣の承認を受けたものは、海技免許を受けずに船舶職員になることができることとする。

三　国土交通大臣は、漁ろうに従事する外国船舶に立ち入り、当該外国船舶の乗組員が漁船員条約に適合する有効な資格証明書を受有しているかどうか等の検査を行うことができることとする。

STCW-F条約の概要

国土交通省

STCW-F条約: The International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Fishing Vessel Personnel

【採択】1995年7月 【発効】2012年9月
【締約国】36カ国(日本:未批准)

○本条約は、海上における生命及び財産の安全等の見地から、漁船員の訓練、資格証明の要件及び当直基準等を定めるもの。

○本条約の包括的な見直しが実施され、2024年5月に採択、 2026年1月から発効予定。

○我が国は一般の船員の訓練等を定めるSTCW条約に加入しており、国内法において漁船員に対してSTCW条約に準じた義務が課されている。

○今般STCW-F条約を締結することにより、以下の義務が追加されることになる。

1. 船舶職員の資格関係

○ 以下の①及び②に該当する漁船に乗り込む「船長又は航海士」に対して、以下の③「乗船履歴」及び④「漁船特有の知識」を有することが追加で求められる。

【必須の義務対象となる漁船】

① **無限定水域において航行する長さ24m(300総トン)以上の漁船**

② **限定水域**(IMOの見解では、EEZを超えない範囲)**において航行する長さ45m(950総トン)以上の漁船**

【船長又は航海士として求められる「乗船履歴」及び「漁船特有の知識」】

③ **乗船履歴:** **一定の漁船において、2年以上の海上航行業務経験**(商船の業務経験で代替可)を有すること
又は、承認された訓練計画の一部として、一定の漁船又は**漁業練習船において、1年以上の海上航行業務経験**を有すること ※加えて、航海士から船長になる際には、漁船での一定の乗船履歴が求められている。

④ **漁船特有の知識:** **漁ろう時における操船に関する知識**

2. 漁船員に対する基本訓練

○ 漁船員が受ける基本訓練について、漁船特有の知識等が追加で求められる。

3. 外国漁船の監督

○ 対象漁船は、他の締約国の港にある間、当該締約国の監督を受けるとされており、我が国に寄港する外国漁船に対しても船舶職員が本条約に適合する資格証明書を有することや基本訓練を受講していること等の検査が求められる。

STCW-F条約国内法制化検討会

国土交通省

検討背景

業界要望

漁船員の高齢化・国際競争激化の中、商船と同様の規制下にある漁船について、STCW-F条約の批准・国内法制化に向けた検討の要望が平成24年になされた。

勉強会の実施

関係者間における議論の結果、STCW-F条約を批准することについては、漁船及び漁船員の安全を確保する条約の目的、精神が担保される前提で、反対すべきものではないことが関係者間の共通の認識であるとされた。

なお、現行の漁船・商船の区別のない同一の資格体系が職域の選択肢と労働力の流動性の確保に繋がっているところ、批准による国内の資格体系・漁業実態への影響の大きさに鑑み、国内法制化の検討と並行して、IMOへの条約改正提案を行うこととされ、平成27年に「STCW-F条約国内法制化検討会」を設置し、関係官労使の他、船員教育機関等の意見を幅広く伺いつつ、STCW-F条約の批准に伴う国内法制化に向けたより具体的な検討を行うこととした。

検討会における主な論点

(1)漁船と商船の労働力の流動性の確保
(2)F条約適用漁船の対象範囲
(3)資格制度のあり方
(4)資格取得要件
(5)漁船に係る配乗基準
(6)基本訓練

スケジュール

平成27年以降、令和6年5月までに計14回開催。
この間、条約改正提案を行いつつ、上記論点について国内法制化の方向性について検討を行い、
令和6年8月に「検討会とりまとめ」がなされている。

検討会委員

＜学識経験者＞

◎羽原敬二　神戸大学リサーチフェロー

藤田友敬　東京大学大学院法学政治学研究科 教授

＜関係団体・船員教育機関＞

(一社)大日本水産会、全国漁業協同組合連合会、(一社)日本トロール底魚協会
日本かつお・まぐろ漁業協同組合、(一社)全国近海かつお・まぐろ漁業協会
(一社)全国漁業無線協会、(一社)日本船主協会、日本内航海運組合総連合会
(一社)日本旅客船協会、全日本海員組合、東京海洋大学、富山高等専門学校
全国水産高等学校実習船運営協会、(独)海技教育機構

＜オブザーバー＞

HTW 小委員会コレスポンデンスグループコーディネーター

海技資格制度の見直し①～特定漁船に係る乗組み基準～

国土交通省

○ 無限定水域(EEZ外)において航行する**20総トン以上**の漁船
○ 限定水域(EEZ内)において航行する**950総トン以上**の漁船

「特定漁船」

次の要件に該当しない者を特定漁船に船長又は航海士として乗り組ませてはならない旨を新たに規定

①**必要な乗船履歴**を有すること
・一定の漁船において、2年以上の海上航行業務経験　又は
・漁業練習船において、1年以上の海上航行業務経験　等

②**漁ろう操船講習の課程**を修了したこと
・漁獲物の曳網、揚網などが漁船の傾斜や復元性に及ぼす影響
・漁具に危険を及ぼす恐れのある水中障害物についての知識　等

特定漁船の範囲

	20総トン未満	20総トン以上 300総トン未満	300総トン以上 950総トン未満	950総トン以上
無限定水域 「限定水域」を超えた水域	―	特定漁船の範囲		
限定水域 「EEZ(排他的経済水域)」と同範囲の水域	―	―	―	

無限定水域と限定水域の範囲

特定漁船の隻数

我が国の漁船の総隻数:109,247隻
⇨ うち、特定漁船の隻数:約560隻

- 無限定水域を航行する20総トン以上の漁船:**約560隻**
- 限定水域のみを航行する950総トン以上の漁船:**1隻**

出典:R5漁業センサス(概数値)及び水産庁調べ

海技資格制度の見直し②～締約国の資格証明者を受有する者に係る特例措置～

国土交通省

現行制度

○ STCW条約の締約国が発給した資格証明書を受有し、国土交通大臣の承認を受けた者は、船舶職員として日本籍船に乗り組むことが可能。

○ 現在、STCW条約に基づく締約国資格受有者承認制度により、多数の外国人船舶職員が日本籍船に乗り組んでいる。

●本来、船舶職員の海技資格に係る免状（資格証明書）は、船舶の旗国が発給

日本籍船

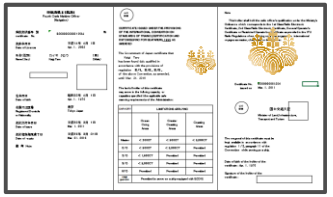

日本の海技免状

日本籍船に船舶職員として乗り組むためには、海技試験に合格し、国土交通大臣が交付した我が国の海技免状を受有する必要

締約国資格受有者承認制度

●締約国資格受有者承認制度の場合

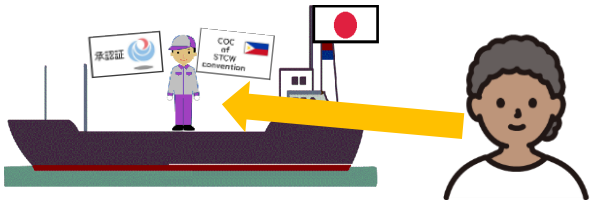

日本籍船

COC of STCW convention

締約国が発給した資格証明書

＋

承認証

日本が発給した承認証

我が国と他の条約締約国が二国間承認協定を結び、相手国が発給した資格証明書を国土交通大臣が承認することで、相手国の海技資格を持つ外国人が日本籍船に船舶職員として乗り組むことが可能

改正内容

STCW-F条約締約国資格受有者承認制度の導入

・我が国がSTCW－F条約を締結した場合、特定漁船に乗り組む船舶職員は漁ろう操船講習の修了が必要となることから、同条約に基づく締約国資格受有者承認制度がなければ、日本籍の特定漁船に外国人が船舶職員として乗り組むことは困難。

・STCW-F条約に基づく締約国資格受有者承認制度を導入することで、他の条約締約国が同条約に基づき発給した資格証明書を持つ外国人が日本籍の特定漁船に船舶職員として乗り組むことを可能とするもの。

外国漁船の監督（船舶職員及び小型船舶操縦者法等）

国土交通省

現行制度（STCW条約に基づくPSC）

○ STCW条約に基づき、我が国に寄港している外国船舶（漁船は対象外）が、以下の要件を満たしているか検査が可能。
- ・当該外国船舶の船舶職員が、STCW条約に適合する資格証明書を受有していること
- ・当該外国船舶の乗組員が、STCW条約に定める航海当直の基準に従った航海当直を実施していること　等

○ 検査において不適合事項が発見された場合、是正を命令し、是正措置がとられない場合は、航行の差し止めが可能。

改正内容　STCW-F条約に基づくPSCの導入

○ STCW-F条約に基づき、我が国に寄港している外国漁船が、以下の要件を満たしているかどうか検査を行うことを可能とする。
- ・当該外国漁船の船舶職員が、STCW-F条約に適合する資格証明書を受有していること
- ・当該外国漁船の乗組員が、STCW-F条約に定める航海当直の基準に従った航海当直を実施していること
- ・当該外国漁船の乗組員が、STCW-F条約に定める基本訓練を受講していること

○ 当該検査において不適合事項が発見された場合、是正を命令し、是正措置がとられない場合は、航行を差し止めることができることとする。

PSCの流れ

外国船舶入港情報

PSC実施対象船舶の決定

訪船し立入検査（航海当直の実施状況については、航海日誌や記録を元に検査）

是正命令書交付

船側で是正を実施

再度の訪船により指摘箇所の是正確認

是正を確認

レポートを交付

報告、公表